

令和8年第2回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和8年2月26日(木)午後1時30分から2時10分

2. 開催場所 安芸市役所 2階 会議室

3. 出席農業委員(13人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	大久保暢夫
会長職務代理者	3番	樋口なぎさ
	4番	西岡 秀輝
	5番	川島 一義
	6番	栗山 浩和
	8番	有澤 節子
	9番	福本 隆憲
	10番	公文 啓子
	11番	千光士 伊勢男
	12番	小松 昭則
	13番	小松 豊喜
	14番	小松 昌平

4. 出席農地利用最適化推進委員(6人)

安芸町	渡辺 禎宏
川北	中平 秀一
土居	入交 大輔
井ノ口	西岡 大作
畑山	小松 光正
穴内	長野 榮徳

5. 傍聴者 なし

6. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
報告第2号	農地法第18条6項解約通知報告について
議案第3号	農地法第3条許可申請について

報告第 4 号 農地法第 4 条届出について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
議案第 6 号 農地利用集積等促進計画の公告について
(一括契約)
その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局次長兼振興係長 小松亜矢
事務局農地係長 弘井恭介

8. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局 それでは、本日の委員の皆さまの出欠状況を報告いたします。
(小松) 委員数 13 人、欠席 0、全員出席であります。
次に、事務の概要報告をいたします。
2 月 17 日に高知市で開催された、第 35 回農業委員会活動交流集会へ私が出席してまいりました。
以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
はい、「異議なし」と認めます。
よって、本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。
会議規則第 21 条第 2 項の規定により議事録署名委員に、川島一義委員及び栗山浩和委員を指名いたします。

議長 それでは、『報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出』について、事務局が説明をいたします。

事務局 議案書は 1 ページをお開きください。
(小松) 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出についてです。
今回は、7 件の届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり東浜ほかの5筆で、面積は合計3,692㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり土居の4筆で、面積は合計834㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり僧津ほか、2から5ページにわたって合計61筆で、面積は合計15,567.32㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号4番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり穴内ほかの合計23筆で、面積は合計7,159.85㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号5番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり東浜ほかの3筆で、面積は合計5,256㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号6番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり穴内ほかの24筆で、面積は合計7,945㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号7番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり土居の2筆で、面積は合計2,253㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

説明は以上です。

議長 ただいまの『報告第1号 農地法第3条の3届出について』質問、意見などがございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

議長 続きまして、『報告第2号、農地法第18条第6項解約通知報告について』を議題として、事務局が説明をいたします。

事務局
(小松) それでは説明いたします。議案書は10ページです。今回は6件の届出がありました。

届出番号1番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり赤野の2筆です。地目は田で、面積は2,393㎡です。令和3年6月から5年間の賃貸借権が設定されておりましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

届出番号2番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり穴内の2筆です。地目は田で、面積は576㎡です。令和元年6月から15年間の賃貸借権が設定されておりましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

届出番号3番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり井ノ口の1筆です。地目は田で、面積は1,257㎡です。平成28年4月から10年間の賃貸借権が設定されておりましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

届出番号4番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり井ノ口の2筆です。地目は畑で、面積は353㎡です。令和6年2月から3年間の賃貸借権が設定されておりましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

届出番号5番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり井ノ口の1筆です。地目は畑で、面積は1,945㎡です。令和3年6月から5年間の賃貸借権が設定さ

れておりましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

届出番号6番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり土居の1筆です。地目は田で、面積は1,193㎡です。令和6年12月から3年間の賃貸借権が設定されておりましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。説明は以上です。

議長 ただいまの『報告第2号 農地法第18条第6項解約通知報告』について、質問、意見等がございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等ないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思えます。

議長 続きまして、『議案第3号、農地法第3条許可申請について』を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 (小松) 議案第3号、農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書は13ページになります。今回は3件の申請がありました。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり穴内の2筆で、面積は576㎡です。

先程の合意解約、解約通知報告の2件目で届出があった案件になります。

今回は、売買による所有権移転の申請で、ナスの栽培を予定しております。所在地は、14ページに地図を掲載しております。穴内小学校の南側にある農地です。

※現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナスを栽培し、農業を営んでおります。今回の申請地にもナスを栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況、農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用あり

ません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナスを栽培し、農業を営んでおります。農業に従事する予定者は、年間 300 日が 2 名と 250 日が 1 名おります。このため、農作業を行う必要がある年間 150 日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはナスの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

現地につきましては、2 月 10 日に小松昭則委員、長野榮徳委員に確認していただきました。

申請番号 2 番です。

申請地は記載のとおり東浜の 1 筆で、面積は 1,486 m²です。

譲渡人につきましては、今回の議案書 1 ページで農地法第 3 条の 3 の届出のあった届出番号 1 にありますとおり、届出人のほうに相続登記がなされて、現在、登記名義人は届出人になっており、3 条の許可申請書も届出人のほうから提出されております。ですので、議案書 13 ページの申請番号 2 の譲渡人のところは、前所有者が記載されております。正しくは、議案書 1 ページの相続があった届出人の方が正しい名前になりますので、すみませんが訂正をお願いします。

それでは説明いたします。

今回は、売買による所有権移転の申請で、水稻の栽培を予定しております。所在地は、15 ページに地図を掲載しております。ごめんなはり線安芸駅の北側にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A 3 の農地法第 3 条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は水稻を栽培し、10 年ほど農作業の経験があります。今回の申請地の東側の隣接地で既に水稻を栽培しており、また今回の申請地でも水稻を栽培する予定となっており、農作業に従事する

家族等の状況、農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、水稻を栽培し、10年ほど農作業の経験があります。また農業に従事する予定者は、年間100日が1名と50日が1名となっておりますが、2人でこれまでも隣接地で水稻を栽培しており、これらの日数で、農作業を行う必要がある年間の従事日数を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稻の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、2月10日に公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

申請番号3番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北の2筆で、面積は合計357㎡です。

贈与による所有権移転の申請で、野菜の栽培を予定しております。所在地は、16ページに地図を掲載しております。川北の久保田集会所の北西方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は野菜を栽培し、25年ほど農作業の経験があります。今回の申請地でも野菜を栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況、農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用あり

ません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、野菜を栽培し、25年ほど農作業の経験があります。農業に従事する予定者は、年間150日が2名と50日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、2月12日に西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、①を小松昭則委員、②を公文啓子委員、③を西岡秀輝委員お願いします。

昭則委員 ①です。2月の現地確認に行ってきました。先程の説明のとおりです。

公文委員 ②です。先程の説明のとおりです。

秀輝委員 ③です。さっきの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別に無いようですので、採決をいたします。

『議案第3号 農地法第3条許可申請について』は、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
よって、『議案第3号 農地法第3条許可申請について』は原案どおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、報告第4号、農地法第4条届出についてを議題として事務局が説明をいたします。

事務局 (弘井) はい、報告第4号、農地法第4条届出報告について説明いたします。
議案書は17ページをご覧ください。
こちら農地を転用する場合は、転用の許可を受ける必要がありますが、自身の農地に200㎡以内の農業用施設を建てる場合は届出をおこなうだけでよく、今回は2件届出がありました。

番号1番です。申請者、申請地は議案書に記載のとおり。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。
所在につきましては、18ページに地図を載せております。
こちら東浜にある農地で、JA高知県ユズ処理加工施設の北方向にある農地です。写真のとおり、既に農業用倉庫が建築されており、始末書が提出されております。計画では農業用倉庫を建てる計画となっております。
現地は2月10日に公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただいております。周辺の農地の同意も確認しております。

次に番号2番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおり。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。
所在地につきましては19ページに地図を載せております。
こちらは黒鳥にある農地で、黒鳥公民館の北東方向にある農地です。こちらは農業用倉庫を建築する計画となっております。
こちら現地は2月10日に公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただいております。こちら周辺の農地の同意を確認しております。
説明は以上です。

議長 ただいまの報告第4号農地法第4条届出について、質問・意見等がございましたら、よろしくお願ひします。
質問、意見がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきました

いと思います。

議長 続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 (弘井) 議案第5号の5条申請について説明いたします。今回は1件の申請が提出されています。

議案書は20ページをご覧ください。

申請番号1番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおり、地目は田、面積は2筆合計786㎡で、転用目的は駐車場の整備です。

場所は21ページに地図を掲載しております。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は花園町で、安芸駅から東方向にある農地です。現地確認は2月10日に公文啓子委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたると判断しております。理由はごめんなはり線安芸駅から概ね300m以内の距離にある農地であるためです。

続きまして2の一般基準について説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は建築業を営んでおりますが、以前から従業員やトラックの駐車場が不足しており、停めきれない車両は離れた場所にある事業用地に駐車してきました。今回、当該申請地を譲ってもらえることとなり、申請地は会社事務所と隣接しており、ほかの土地をもって代えることができないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、総合口座通帳の写しを確認し、資金面で問題ないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、駐車場用地として転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は宅地及び雑種地、南側は公衆用道路を挟んで鉄道用地、東側は一体利用地、西側は同意のある農地です。生活排水が発生する施設の設置はなく、雨水は自然浸透により処理する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。なお、栃ノ木堰土地改良区より異議がない旨の意見書が提出されております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、渡辺禎宏委員、お願いします。

渡辺委員 先程の説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

議長 別に意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号 農地法第5条第1項許可申請について、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第5号 農地法第5条第1項許可申請については、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)説明します。
(小松) 議案書は22ページからになります。

これらは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)となります。今回、7件の提出がありました。

申請番号1番です。

こちらは、今回で3件目ですが、農地中間管理機構を介した所有権移転・売買になっております。譲受人が地域計画に位置付けられていることや認定農業者であることなど、いくつかの条件がありますが、条件を満たしている場合は、中間

管理機構を介して農地の売買ができます。この場合、契約から最後の法務局での名義の変更までを中間管理機構がやってくれるので、事務手数料が売買金額の2%程度かかりますけれど、800万円まで譲渡所得の控除が受けられるなどのメリットの大きな制度となっております。

それでは、譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の1筆です。地目は田で、面積は1,257㎡です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、26ページに地図がございます。申請番号①の地図です。市立安芸中学校の南西方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、2月9日に、大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に申請番号2番です。2番から7番までの6件は賃貸借設定となっております。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の3筆で地目は田で、面積は合計で3,605㎡となっております。作物は、借受人が水稲とナスを栽培する予定をしており、賃借期間は5年間で、それぞれ水稲は10,000円/10aの条件で、ナスは120,000円/10aの条件で新規設定の計画です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、26ページに地図がございます。申請番号②です。わかりにくいですが2か所に分かれてまして、市立安芸中学校の西方向の2か所で、帯谷川を挟んで、帯谷川の東側のほうで水稲を、岩崎弥太郎生家駐車場前のほうでナスを栽培する予定となっております。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、2月9日に、大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

申請番号3番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の2筆で地目は田で、面積は1,225㎡です。作物は、借受人が水稲を栽培する予定をしており、賃借期間は5年間で、無償の使用貸借の条件で新規設定の計画です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、26ページに地図がございます。こちらも市立安芸中学校の西方向にある農地となっ

ております。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、2月9日に、大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

申請番号4番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の1筆で地目は田で、面積は2,619㎡です。作物は、借受法人が花卉を栽培する予定をしており、賃借期間は7年10か月で、無償の使用貸借の条件で新規設定の計画です。こちら、登記簿面積が4,219㎡のうち、1,600㎡分を令和6年から10年間の使用貸借の設定がすでになされており、今回、残りの2619㎡分の使用貸借を設定するもので、終期を合わせた関係で7年10か月という半端な設定になっております。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、27ページに地図がございます。井ノ口保育所の北東方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、2月9日に、大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

申請番号5番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の1筆で地目は田、面積は2,344㎡です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は5年間で、74,659円/10aの条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、28ページに地図がございます。JA高知県安芸集出荷場の東方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、2月9日に、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

申請番号6番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の1筆で地目は田、面積は6,064㎡です。作物は、借受人が水稻を栽培する予定をしており、賃借期間は5年間で、10,000円/10aの条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、29ページに地図がございます。川北久保田集会所の東側にある農地です。
各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。
現地につきましては、2月12日に、西岡秀輝委員、中平秀一に確認していただきました。

申請番号7番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の1筆で地目は田、面積は2,306㎡です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は15年間で、70,000円/10aの条件で新規設定の計画です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、30ページに地図がございます。安芸自動車学校の東方向にある農地です。
各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。
現地につきましては、2月12日に、西岡秀輝委員、中平秀一に確認していただきました。
説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①②③④を大久保暢夫委員、⑤を入交大輔委員、⑥⑦を中平秀一委員、お願いします。

大久保委員 ①から④です。2月9日に現地を確認してきました。先程の説明のとおりです。

入交委員 ⑤です。2月9日に確認してきました。報告のとおりです。

中平委員 ⑥⑦です。2月12日に現地へ確認に行ってきました。説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

議長 別に意見はないようですので、採決いたします。
議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)について、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)は、申請どおり決定いたしました。

議長 以上で、議案審議は終了いたしました。
それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局 2点ございます。
1点目はもう既にご提出いただいている方もいらっしゃると思いますが、次期の農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんの募集期間が3月2日となっておりますので個人申込みの方、また今日もこの後書いていただいてもいいですし、お忘れなくご提出いただきますようよろしくお願いいたします。
それと3月の定例会は3月25日の水曜日を予定しておりますので、出席のほうよろしくお願いいたします。
事務局からは以上です。

議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了いたしました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 3 月 25 日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員